

人口動態調査事務市町交付金取扱要綱

- 1 知事は、市町長が執行する人口動態調査事務に必要な経費を予算の範囲内で市町長に交付する。
- 2 交付金は、市町における歳入歳出予算に繰り入れ明確に経理するものとする。
- 3 交付金は、交付の対象となっている統計調査以外の目的に使用してはならない。
- 4 市町長は、交付通知の受理後速やかに別記様式(1)により交付金請求書を知事あてに提出しなければならない。
- 5 知事は必要があると認めたときは、交付金の経理状況について調査を行いまたは資料の提出を求めることができる。
- 6 知事は、交付金の支出について不相当と認めたとき、または交付金に余剰を生じたときは、その額を返納せしめるものとする。
- 7 市町長は、統計調査事務終了後速やかに別記様式(2)により第1項の統計調査ごとに交付金精算書を知事あてに提出しなければならない。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度交付金から適用する。